

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
居宅介護及び重度訪問介護、同行援護 運営規定

（事業の目的）

第1条 有限会社たまきメディカルサポート（以下「事業者」という。）が設置するヘルパーステーション阿波っ子（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護・同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 ヘルパーステーション阿波っ子
- （2） 所在地 徳島市国府町和田字居内107番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容）

- （1） 管理者 1名

管理者は事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令などの規定を遵守するために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 4名以上

サービス提供責任者は次に掲げる事項を行う。

- ・利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した書面(以下「居宅介護計画書等」という。)を作成し利用者及び家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書等を交付する。
- ・居宅介護計画等の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。
- ・事業所に対する居宅介護等の利用申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員 5名以上

訪問介護員は、居宅介護計画等に基づき居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日は次のとおりとする。

1 営業日 年中無休

2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(時間外は要相談)

3 上記以外は、電話などにより24時間連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者

(2) 知的障がい者

(3) 精神障がい者

(4) 難病等対象者

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者

(2) 知的障がい者

(3) 精神障がい者

(4) 難病等対象者

3 指定同行援護サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 視力障がい者

(2) 視野障がい者

(3) 夜盲症

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ・ 食事の介助
- ・ 排泄の介助
- ・ 衣類着脱の介助
- ・ 入浴の介助
- ・ 身体の清拭、洗髪
- ・ 通院介助
- ・ その他必要な身体介護

(3) 家事援助に関する内容

- ・ 調理
- ・ 衣類の洗濯、補修
- ・ 住居棟の掃除、整理整頓
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ その他必要な家事援助

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(5) 同行援護に関する内容

- ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）。
- ・ 移動時及びそれに伴う外出時において必要な移動の援護。
- ・ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助。

(6) 全各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者の保護者から受領する費用の額等)

第9条 居宅介護等を提供した際には、利用者又は保証人から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、利用者の法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は保護者に対して交付するものとする。

3 第11条に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用した時は、次の額得お徴収するものとする。

(1) 事業所の実施地域を超える地点から、片道5km未満 300円

(2) 事業所の実施地域を超える地点から、片道5km以上 500円

- 4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者の保護者の依頼を受けて当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は徳島市、石井町の地域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第12条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
 - 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供した指定居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により徳島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市

町村又は徳島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は徳島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第38条に規定する運営適正化委員会が同85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成27年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を保護するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置（責任者 倉本 摩美）
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（年1回以上）
- （5）虐待防止委員会の設置

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護及び総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条 事業所は、職員の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 月 1 回
- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な営家尾を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社たまきメディカルサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、	令和	3 年	1 月	1 日 から施行する。
この規定は、	令和	5 年	5 月	1 日 から施行する。

